

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、「特別管理」からでしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q，病院業を営む事業者Aの廃棄物の処理に関する記述として、違法となる行為はどれか。

- (1) 感染性産業廃棄物は、収集運搬を感染性産業廃棄物が事業の範囲に含まれる特別管理産業廃棄物収集運搬業者Dに委託し、処分を感染性産業廃棄物が事業の範囲に含まれる特別管理産業廃棄物処分業者Eに委託しており、それぞれと書面で委託契約を締結している。
- (2) 感染性一般廃棄物も同様にD、Eに委託しているが、D、Eは一般廃棄物処理業の許可を受けていない。
- (3) 感染性産業廃棄物は他の産業廃棄物と区別して保管しているが、感染性一般廃棄物とは混合して排出されるので特に区分していない。
- (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者として医師を充てていたが、医師は業務多忙のため、感染性廃棄物に関しては実務経験も知識もない事務職員に変更した。
- (5) 感染性産業廃棄物の排出量が年間10t未満であり、多量排出事業者には該当しないので、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画は作成していない。

### 【解説】

- (1) 法令の規定どおりであり違法とはならない。
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者で感染性産業廃棄物の収集運搬を行う者は感染性一般廃棄物の収集運搬を、特別管理産業廃棄物処分業者で感染性産業廃棄物の処分を行う者は感染性一般廃棄物の処分を、一般廃棄物処理業の許可を受けずに行うことができるので違法ではない。  
(法第14条第17項、省令第10条の20)
- (3) 特別管理産業廃棄物を保管する場合は、他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けることとされているが、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は除外されているので、設問の場合は違法とならない。(省令第8条の13第4号)
- (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者は有資格者でなければならないが、感染性産業廃棄物を生ずる事業場にあつては、医師、看護師などは資格を有する者として規定されている(省令第8条の17)が、一般の事務職員は有資格者とならないので違法となる。
- (5) 特別管理産業廃棄物の排出事業場で年間の排出量が50t以上の場合は多量排出事業者に該当する。設問のとおり多量排出事業者には該当しないので違法とはならない。

正解(4)

この問題はある程度廃棄物処理法を知っている人ほど、困惑する点があります。それは「特管産廃の許可」と「普通産廃の許可」は別物。いくら「特管産廃の許可」を取得していても普通産廃を扱うときは「普通産廃の許可」が必要・・・という大原則があるからです。

## ～廃棄物処理問題～

しかし、設問（２）のとおり「特管産廃である感染性産業廃棄物の許可を持っていると特管一廃である感染性一般廃棄物は扱える」という規定があるからです。同様に「特管産廃であるくばいじん」の許可を持っていると特管一廃であるくばいじんは扱える、「特管産廃であるくばいじん」の許可を持っていると特管一廃であるくばいじんは扱える」と規定しているのです。これは特別管理一般廃棄物が極めて特殊な物に限定しているということもあるのでしょうか。

しかし、ここで注意しなければならないのは「特管産廃である感染性産業廃棄物の許可を持っていると特管一廃である感染性一般廃棄物は扱える」のに「特管産廃である感染性産業廃棄物の許可を持っていても感染性の無い一般廃棄物は扱えません」。前述の大原則の通り「特管産廃である感染性産業廃棄物の許可を持っていても感染性の無い普通の産業廃棄物は扱えない」となるのです。

例を示すと次のようになります。

病院から排出される「血の付いた注射器（感染性産業廃棄物）」を扱える人物は、「血の付いた脱脂綿（感染性一般廃棄物）」も扱えるが、「血が付いていない注射器（普通産廃）」や「血が付いていない脱脂綿（普通の一廃）」は扱えない、となるのです。実務に関係する方は、くれぐれもご注意を。特別管理は難しいですね。皆さんには直接関係しないかもしれませんが、ここで特管一廃について確認問題。

Q、次のうち、特別管理一般廃棄物とならないものはどれか。

- (1) 家庭から排出される廃家電製品のPCB部品
- (2) 市町村の一般廃棄物焼却施設から排出される「ばいじん」
- (3) 病院から排出される血の付いたガーゼ
- (4) 家庭から排出される血の付いたガーゼ
- (5) 市町村の一般廃棄物焼却施設から排出される燃え殻で 1g 中のダイオキシン類の量が 9ng-TEQ であるもの

### 【解説】

(5) の燃え殻では 1g 中に 3ng を超えてダイオキシン類が含有していれば特別管理一般廃棄物である。(2) のばいじんと比較し注意すべきことは、(2) の焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられているごみ処理施設（一般廃棄物焼却施設）から排出されるばいじんは、ダイオキシン類の含有量にかかわらず特別管理一般廃棄物となるが、燃え殻や産業廃棄物としてのばいじんは含有量によって特別管理になるかならないかが決まることである。

なお、ng（ナノグラム）の n は  $10^{-9}$  のことで 1ng は 1g の 10 億分の 1 であり、TEQ は毒性等量である。

正解（４）

現在、特管一廃は大きく分けて、設問の（１）～（３）、（５）に「廃水銀」の４つです。（「その処理物」等の細かな規定もあります）（４）が該当しないのは排出場所が「家庭」のためです。「感染性廃棄物」になるのは病院や診療所等 10 の施設に限定されているからなのです。したがって、（４）は「普通の一般廃棄物」となります。

特管物のマニアックな話が続きましてので、今回の宿題は基本に戻りましょう。



### 宿題Q

次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 事務所から排出される不要となった金属やプラスチック製の事務用机は産業廃棄物である。
- (2) 事務所から排出される不要となった木製の事務用机は一般廃棄物である。
- (3) 事務所から排出される不要となったコンピューターやプリンターは産業廃棄物である。
- (4) 事務所から排出される不要となったテレビは一般廃棄物である。
- (5) 事務所から排出される不要となった書類は一般廃棄物である。